

別紙

I. 事業評価総括表

(単位：円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に 要した経費	交付金充当額	備考
1	公共用施設に係る整備、維持 補修又は維持運営等措置	檜葉町公共用施設維持補修基金 等造成事業	檜葉町	250,000,000	250,000,000	
2	公共用施設に係る整備、維持 補修又は維持運営等措置	檜葉町公共用施設維持運営基金 等造成事業	檜葉町	860,527,000	860,527,000	県振替分 203,537,000 円
			合計	1,110,527,000	1,110,527,000	

(備考) 事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

Ⅱ. 事業評価個表

(単位:円)

番号	措置名	交付金事業の名称		
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	檜葉町公共用施設維持補修基金等造成事業		
交付金事業者名又は 間接交付金事業者名		檜葉町		
交付金事業実施場所		檜葉町内公共用施設(檜葉町大字北田字鐘突堂地内 他)		
交付金事業の概要		社会・教育文化施設、社会福祉施設、産業振興施設等の施設維持補修費に係る財源として、檜葉町公共用施設維持補修基金を造成する。		
総事業費 (円)		250,000,000	交付金充当額 (円)	250,000,000
交付金事業の成果目標		各種公共施設の円滑な維持運営及び維持補修を図り、安定的な行政サービスを提供するとともに、地域住民の福祉の向上を図る。		
交付金事業の成果指標		公共用施設維持補修に係る財源として、檜葉町公共用施設維持補修基金を造成する。		
交付金事業の成果及び評価		公共用施設維持補修の実施に係る安定的な財源確保のため、檜葉町公共用施設維持補修基金を造成し、町民の安心・安全が図られた。		
交付金事業の契約の概要				
契約の目的		契約の方法等	契約の相手方	契約金額
基金造成		積立	—	250,000,000
		計		
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無		無	交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度	平成34年度

(備考) (1) 事業ごとに作成すること。

(2) 番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(7) 成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、その名称及び構成員等を記載すること。

II. 事業評価個表

(単位:円)

番号	措置名	交付金事業の名称		
2	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	檜葉町公共用施設維持運営基金等造成事業		
交付金事業者名又は 間接交付金事業者名		檜葉町		
交付金事業実施場所		檜葉町内公共用施設(檜葉町大字北田字鐘突堂地内 他)		
交付金事業の概要		町職員の人件費(各種手当、退職手当組合負担金等を含む。)南北浄水センター維持管理、保守点検、運転操作監視、水質検査、汚泥運搬、施設維持運営に係る光熱水費、施設維持運営に係る人件費の財源として、檜葉町公共用施設維持運営基金を造成する。		
総事業費 (円)		860,527,000	交付金充当額 (円)	860,527,000
交付金事業の成果目標		各種公共施設の円滑な維持運営及び維持補修を図り、安定的な行政サービスを提供するとともに、地域住民の福祉の向上を図る。		
交付金事業の成果指標		公共用施設維持運営に係る財源として、檜葉町公共用施設維持運営基金を造成する。		
交付金事業の成果及び評価		公共用施設維持運営の実施に係る安定的な財源確保のため、檜葉町公共用施設維持運営基金を造成し、町民の安心・安全が図られた。		
交付金事業の契約の概要				
契約の目的		契約の方法等		契約の相手方
基金造成		積立		—
		計		
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無		無	交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度	平成34年度

(備考) (1) 事業ごとに作成すること。

(2) 番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(7) 成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、その名称及び構成員等を記載すること。